

Safety Data Sheet (SDS)

作成 2003年3月1日
第7回改訂 2018年6月20日

1. 化学品及び会社情報

製品名 : 超硬合金（被覆又は表面処理された超硬合金を含む）

提供者の情報 :

会社名 : サンアロイ工業株式会社
住所 : 兵庫県神崎郡福崎町高橋 290-44
担当部門 : 技術部
電話番号 : 0790-24-2280
FAX番号 : 0790-24-2290
緊急連絡先 : 0790-24-2280

超硬合金の推奨用途および使用上の制限 :

主に金属材料等の切削加工用工具・塑性加工用耐摩工具、碎石・土木・都市開発用工具等

超硬合金の状態に対する注意 :

- 超硬合金は固体状態では、爆発性、引火性、可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性はなく、通常の環境下においては化学的に安定しており安全です。
- 超硬合金は工具としての用途において、通常の使用方法により他の金属等の加工等（研磨、切削、圧延を含む）を行う場合は安全です。
- 本 SDS は、超硬合金の原料及び加工で生じる粉じん等についての情報となります。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

超硬合金の原料及び加工で生じる粉じん等については、燃焼速度試験などのデータが入手できなかったので、GHSによる分類はしていない。

超硬合金を構成するための金属成分単体（コバルト、ニッケル、クロム）の危険有害性について以下の分類がある。尚、記載のない危険有害性及び影響（健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）については区分外、分類対象外又は分類ができない。

- 構成金属成分にコバルトが含まれる場合のコバルト単体の危険有害性について以下の分類がある。

健康に対する有害性 :	<ul style="list-style-type: none">呼吸器感作性皮膚感作性発がん性生殖毒性特定標的臓器毒性（単回ばく露）特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1 区分 1 区分 2 区分 2 区分 3（気道刺激性） 区分 1（呼吸器）
環境有害性 :	<ul style="list-style-type: none">水性環境慢性有害性	区分 4

- 構成金属成分にニッケルが含まれる場合のニッケル単体の危険有害性について以下の分類がある。

健康に対する有害性 :	<ul style="list-style-type: none">呼吸器感作性皮膚感作性発がん性特定標的臓器毒性（単回ばく露）特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1 区分 1 区分 2 区分 1（呼吸器腎臓） 区分 1（呼吸器）
環境有害性 :	<ul style="list-style-type: none">水性環境慢性有害性	区分 4

- 構成金属成分にクロムが含まれる場合のクロム単体の危険有害性について以下の分類がある。

健康に対する有害性 :	<ul style="list-style-type: none">眼に対する重篤な損傷 区分 2B呼吸器感作性 区分 1皮膚感作性 区分 1生殖細胞変異原性 区分 2特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 2 (全身毒性)特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 3 (気道刺激性)
-------------	--

GHS ラベル要素

超硬合金を構成するための金属成分単体（コバルト、ニッケル、クロム）についてのGHSラベル要素は以下である。

	コバルト	ニッケル	クロム
絵表示又はシンボル：			
注意喚起語：		危険	
危険有害性情報：	<ul style="list-style-type: none">吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。発がんのおそれの疑い。生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。呼吸器への刺激のおそれ。長期又は反復ばく露による呼吸器の障害。長期的影響により水生生物に有害のおそれ。	<ul style="list-style-type: none">吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。発がんのおそれの疑い。呼吸器、腎臓の障害。長期又は反復ばく露による呼吸器の障害。長期的影響により水生生物に有害のおそれ。	<ul style="list-style-type: none">吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。遺伝性疾患のおそれの疑い。全身毒性の障害のおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。
注意書き	<p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none">使用前に安全パンフレット*を入手し参照すること。すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。適切な個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。適切な保護手袋を着用すること。換気が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。粉じん等の吸入を避けること。取扱い場所では飲食又は喫煙をしないこと。取り扱い後はよく手を洗うこと。環境への放出を避けること。		

【応急措置】

- 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
- 粉じんが付着した衣類を再使用する前に洗濯すること。
- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
- 皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを求めること。
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断／手当てを受けること。
- 目に入った場合は、(できればコンタクトレンズは外し)直ちに清浄な流水で洗い流すこと。もし刺激が続く場合は医師の診断／手当てを受けさせること。
- 多量に飲み込んだ場合は、大量の水を摂取して希釈後、医師の診断／手当てを受けさせること。

【保管】

- 急激な温度変化や湿度の高い場所を避けて保管すること。

【廃棄】

- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

* 安全パンフレットについては、日本機械工具工業会のウェブサイト (<http://www.jta-tool.jp/>) を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

- 单一製品・混合物の区別 : 混合物 (合金)
超硬合金は以下の物質で被覆又は表面処理されている場合がある。
AlCrN、AlN、Al₂O₃、(Al,Ti)N、B₄C、Cr₃C₂、CrN、MoS₂、Ti(B,C,N)、TiC、TiCN、TiN、(Ti,Si)N、(Ti,Zr)N、WC
- 超硬合金の成分及び濃度又は濃度範囲 (含有量)

成分	化学式	CAS 番号	PRTR 法の 号番号	労働安全衛生法 施行令番号	組成 mass%
炭化タンゲステン	WC	12070-12-1	該当なし	該当なし	55.95
炭化タンタル	TaC	12070-06-3	該当なし	該当なし	0.20
炭化ニオブ	NbC	12069-94-2	該当なし	該当なし	0.20
炭化チタン	TiC	12070-08-5	該当なし	該当なし	0.20
窒化チタン	TiN	25583-20-4	該当なし	該当なし	0.5
炭化バナジウム	VC	12070-10-9	1種 321 号	該当なし	0.5
コバルト	Co	7440-48-4	1種 132 号	別表 9-172	0.30
ニッケル	Ni	7440-02-0	1種 308 号	別表 9-418	0.30
クロム	Cr	7440-47-3	1種 87 号	別表 9-142	0.5

※ PRTR 法指定化学物質 (コバルト、ニッケル、クロム、炭化バナジウム) の含有量の詳細 (有効数字二桁) が必要な場合は担当部門にご連絡下さい。

※ コバルト、ニッケル、クロムを有効元素として含まない場合でも、コバルト、ニッケル、クロムを不純物として含むことがある。

4. 応急措置

吸入した場合

- 粉じんを吸引したり、作業者に呼吸器系の症状（咳、喘ぎ、息切れ等）が現れたら、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。もし呼吸困難な場合は酸素吸入すること。呼吸が停止している場合は、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断／手当てを受けさせること。
- 万一刺激や発疹が続く場合は、医師の診断／手当てを受けさせること。

皮膚に付着した場合

- もし皮膚に粉じんが付着した場合は、粉じんが付着した衣服を脱がせ、付着部を石鹼水で十分に洗浄すること。刺激や発疹が続くようであれば、医師の診断／手当てを受けさせること。

目に入った場合

- 粉じんが目に入った場合は、（できればコンタクトレンズは外し）直ちに清浄な流水で洗い流すこと。もし刺激が続く場合は医師の診断／手当てを受けさせること。

飲み込んだ場合

- 多量に粉じんを飲み込んだ場合は、大量の水を摂取して希釀後、医師の診断／手当てを受けさせること。

5. 火災時の措置

消火剤

- 粉じん火災の場合は、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩、ABC タイプ（一般、油、電気火災用）の粉末消火器、又は水（マグネシウム、アルミなどの軽金属の切粉を含む粉じんへは禁水）を用いて消火すること。

消火を行う者の保護

- 消火を行う者は、防護衣、防じんマスク又は呼吸保護具等を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- 粉じんを清掃する人は、人体へのばく露を最小限にするための服装と呼吸保護具等の装備をすること。

環境に対する注意事項

- 粉じんは産業廃棄物として処理し、水系には漏出させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 粉じんについては、場所を隔離し、微粒子を高能率で回収できるフィルターを装備した掃除機等を使って除去すること。適当な除去方法がない場合は、霧状の水又は濡れた床ふきモップで湿らせて粉じんを除去すること。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意事項

- コバルト又はニッケルを含む粉じんの飛散が考えられる場合は、局所排気装置等の設置や保護具等の使用により、人体へのばく露を最小限にすること。
- 使用前に安全パンフレットを入手し参照すること。
- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- 粉じんの吸入を避けること。
- 取扱い場所では飲食や喫煙をしないこと。
- 取り扱い後はよく手を洗うこと。
- 環境への放出を避けること。

保管上の注意事項

- 急激な温度変化や湿度の高い場所を避けて保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露防止

- 作業環境許容濃度（参考値）

成分	化学式	OSHA* PEL* mg/m ³	ACGIH* TLV* mg/m ³	日本産業衛生学会 許容濃度 mg/m ³
炭化タンゲステン	WC	5 (as W)	5 (as W)	N/A
炭化タンタル	TaC	5 (as Ta)	5 (as Ta)	N/A
炭化ニオブ	NbC	N/A	N/A	N/A
炭化チタン	TiC	N/A	N/A	N/A
窒化チタン	TiN	N/A	N/A	N/A
炭化バナジウム	VC	N/A	N/A	N/A
コバルト	Co	0.1	0.02	0.05
ニッケル	Ni	1.0	1.5	1.0
クロム	Cr	1.0	0.5	0.5

*OSHA : Occupational Safety & Health Administration U.S. Department
(米国労働安全衛生局)

*PEL : Permissible Exposure Limit (許容ばく露限界)

*ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists Inc.
(米国産業衛生専門家会議)

*TLV : Threshold Limit Value (許容限度、しきい値)

*N/A : Not Applicable (適用なし)

・設備対策

局所排気装置の設置により、浮遊粉じんが上記の表に記載した許容濃度の基準値を超えないようとする。

なお、コバルト(及びその無機化合物)については、労働安全衛生法第65条の2の第2項において厚生労働大臣の定める作業環境評価基準により管理濃度が0.02mg/m³となっている。

また、コバルト(及びその無機化合物)を貯蔵ないし取扱う業務においては、特定化学物質障害予防規則に則り必要な処置を講ずること。

保護措置

- 呼吸器の保護具 : 粉じんに対する防塵マスクや呼吸保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 粉じんに対する保護手袋を着用すること。
- 眼の保護具 : 粉じんに対する眼の保護具を着用すること。
- 皮膚および身体の保護具 : 皮膚との直接接触は避けること。
付着した粉じんを取り除くため衣服、布切れ等は振り払わず、洗濯や適切なフィルターを使用した吸引によって必ず取り除く。粉じんが付着した衣服は新しいものに着替えること。

衛生対策

取り扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観：	暗灰色 被覆又は表面処理された超硬合金では、外観が変わることが多い。
臭い：	無臭
pH：	データなし
融点：	データなし
沸点：	データなし
引火点：	データなし
蒸気圧：	データなし
比重：	11.0～15.5
溶解度：	不溶性

10. 安定性及び反応性

超硬合金の原料及び加工で生じる粉じんは、粒度が非常に細かくかつ引火点の低い研削油と混在しているなどの特定条件下では自然発火の可能性がある。また、発火しやすい特殊な条件下の粉じんが大気中に分散された場合、発火・爆発する可能性がある。

超硬合金を構成するための金属成分単体（コバルト、ニッケル、クロム）の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について以下の情報がある。

- 構成金属成分にコバルトが含まれる場合のコバルト単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について以下の情報がある。

安定性：	<ul style="list-style-type: none">加熱及び水との接触には安定。空気中で自然発火する。強酸化剤と反応する。酸素と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。酸と激しく反応し、水素を発生する。混触危険物質との接触。強酸化剤、酸。燃焼により、酸化コバルトや酸化コバルトのヒュームが発生することがある。
危険有害反応可能性：	
避けるべき条件：	
混触禁止物質：	
危険有害な分解生成物：	

- 構成金属成分にニッケルが含まれる場合のニッケル単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について以下の情報がある。

安定性：	<ul style="list-style-type: none">法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性：	<ul style="list-style-type: none">金属ニッケルは、通常酸化皮膜によって酸化に対して安定化しているが、酸化皮膜のない新鮮な金属表面は、空気により急速に酸化される。したがって、粉末の新鮮な金属ニッケルは、空気中発火するおそれがある。
避けるべき条件：	<ul style="list-style-type: none">データなし
危険有害な分解生成物：	<ul style="list-style-type: none">データなし

- 構成金属成分にクロムが含まれる場合のクロム単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について以下の情報がある。

安定性：	<ul style="list-style-type: none">通常の取扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性：	<ul style="list-style-type: none">過酸化水素などの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件：	<ul style="list-style-type: none">希塩酸や希硫酸と反応する。アルカリやアルカリ炭酸塩とは混触危険である。粉末や顆粒状で空気と混合すると、粉じん爆発の可能性がある。
混触禁止物質：	<ul style="list-style-type: none">強酸化剤、希塩酸、希硫酸、アルカリ、アルカリ炭酸塩。
危険有害な分解生成物：	<ul style="list-style-type: none">燃焼の際は、刺激性もしくは有毒なヒュームやガスを放出することがある。

11. 有害性情報

急性毒性 :	超硬合金に関するデータなし
皮膚腐食性／刺激性 :	超硬合金に関するデータなし
眼に対する重篤な損傷・刺激性 :	超硬合金に関するデータなし
呼吸器感作性及び皮膚感作性 :	超硬合金に関するデータなし
生殖細胞変異原性 :	超硬合金に関するデータなし
発がん性 :	炭化タングステンと共存するコバルト粉末は IARC で グループ 2A : 人に対する発がん性がおそらくある。(文 献 1)
生殖毒性 :	超硬合金に関するデータなし
特定標的臓器／全身毒性 (単回ばく露) :	超硬合金に関するデータなし
特定標的臓器／全身毒性 (反復ばく露) :	超硬合金に関するデータなし
吸引性呼吸器有害性 :	超硬合金に関するデータなし

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性

- 超硬合金に関する知見はない。

水生環境慢性有害性

- 超硬合金に関する知見はない。

移動性

- 超硬合金に関する知見はない。

13. 廃棄上の注意

安全で環境上望ましい廃棄の方法

- 超硬合金の主成分である炭化タングステン、コバルト又はニッケル等は希少金属であり、
回収しリサイクルすることが望ましい。
- 廃棄においては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等の産業廃棄物に関する法律、
都道府県及び市町村の関連条例に従って処理すること。

14. 輸送上の注意

国際規則

国連番号 : 非該当
国連分類 : 非該当
海洋汚染物質 : 非該当

※ 超硬合金を構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル)の粉末を輸送する際には、
IMO (International Maritime Organization)、ICAO (International Civil Aviation
Organization)、IATA (International Air Transport Association) が定めた関連規定に従
い適切な処置が必要となる可能性がある。

国内規則

陸上規制情報 : 非該当
国連番号 : 非該当
国連分類 : 非該当
海洋汚染物質 : 非該当

※ 超硬合金を構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル)の粉末を輸送する際には、
船舶安全法や航空法などの関連規定に従い適切な処置が必要となる可能性がある。

特別の安全対策

超硬合金の原料及び加工で生じる粉じんの輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないよ
うに積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）

炭化バナジウム	第一種指定化学物質 第 321 号
コバルト	第一種指定化学物質 第 132 号
ニッケル	第一種指定化学物質 第 308 号
クロム	第一種指定化学物質 第 87 号
- 労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則
 - コバルト 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9 : 名称等を通知すべき有害物 No.172
 - ニッケル 特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2、5 号 : 特定化学物質第 2 類物質、管理第 2 類物質
 - ニッケル 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9 : 名称等を通知すべき有害物 No.418
 - クロム 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9 : 名称等を通知すべき有害物 No.142

16. その他の情報

その他の危険有害性情報

- コバルトを含む粉じんを大量に飲み込んだ場合、血液、心臓、甲状腺および脾臓障害の発生原因となる可能性がある。（文献 2）
- コバルト、ニッケル又はクロムの反復又は長期の接触により皮膚、呼吸器官、心臓などに影響を与える可能性のあることが報告されている。（文献 3～6）
- 構成金属成分の発がん性については以下の知見がある。

金属コバルト	ACGIH	A3 : 動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明
IARC		2B : ヒトに対して発がん性を示す可能性がある
日本産業衛生学会		2B : 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質（証拠が比較的十分でない物質）
金属ニッケル	ACGIH	A5 : ヒトに対して発がん性物質として疑えない物質
IARC		2B : ヒトに対して発がん性を示す可能性がある
日本産業衛生学会		2B : 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質（証拠が比較的十分でない物質）
金属クロム	IARC	3 : ヒトに対する発がん性について分類できない
*ACGIH :		American Conference of Governmental Industrial Hygienists Inc. (米国産業衛生専門家会議)
*IARC :		International Agency for Research on Cancer (国際ガン研究機関)

記載内容の取り扱い

本データシートに記載された内容は、現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成したものであり、新しい知見により変更される場合があります。含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであり、安全を保証するものではありません。

参考 URL

- 経済産業省 : <http://www.meti.go.jp/>
- 環境省（特定化学物質排出管理促進法）: <http://www.env.go.jp/>
- 厚生労働省（労働安全衛生法）: <http://www.mhlw.go.jp/>
- 中央労働災害防止協会 <http://www.jaish.gr.jp/>
- IARC（国際ガン研究機関）: <http://monographs.iarc.fr/>
- ICSC カード : <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>
- 製品評価技術基盤機構 : <http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>

参考文献

- (1) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans, vol.86 (2006).
- (2) Food & Drug Research Laboratories, study No.8005B (4.11.84).
- (3) T. Shirakawa et al., Chest. 95, 29 (1989).
- (4) International Chemical Safety Cards (cobalt, chromium, nickel).
- (5) 化学物質の危険・有害性便覧（中央労働災害防止協会編）
- (6) A. O. Bech et al., Brit. J. Ind., 19, 239 (1962).

改訂履歴

制定	2003 年 (平成 15 年) 3 月 01 日	
第 1 回改訂	2006 年 (平成 18 年) 9 月 15 日	
第 2 回改訂	2009 年 (平成 21 年) 1 月 20 日	GHS 対応のため全面改訂
第 3 回改訂	2009 年 (平成 21 年) 6 月 12 日	混触禁止物質の修正
第 4 回改訂	2009 年 (平成 21 年) 7 月 13 日	消火剤を危険物の規制に関する政令・別表 5 に準拠させた 化学物質等の名称の変更
第 5 回改訂	2009 年 (平成 21 年) 10 月 09 日	PRTR 法改正に伴う号番号変更
第 6 回改訂	2013 年 (平成 25 年) 1 月 1 日	MSDS を SDS に名称変更 労働安全衛生法施行令等一部改正により「コバルト及びその無機化合物」が特定化学物質第 2 類物質に指定されたことに伴う改訂
第 7 回改訂	2018 年 (平成 30 年) 6 月 20 日	

以上